

令和 6 年 10 月 1 日現在

機関番号：32690

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化(A））

研究期間：2020～2023

課題番号：19KK0303

研究課題名（和文）実践的規範性と認識的規範性の統合のための自然主義的理論の構築

研究課題名（英文）Establishing a Unified Naturalistic Theory Concerning Practical Normativity and Epistemic Normativity

研究代表者

蝶名林 亮（CHONABAYASHI, RYO）

創価大学・文学部・准教授

研究者番号：10802184

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 5,500,000円

渡航期間： 12ヶ月

研究成果の概要（和文）：本研究課題が構想された段階では、研究課題名にあるように「ハナコはタロウとの約束を守るべきだ」などの表現によって示される実践的な規範性と、「ハナコは真である命題を信じるべきだ」などの表現によって示される認知上の規範性の関係に関する探究が試みられる予定であった。しかしながら、国際共同研究を進める中で、科学的知見に訴えて実践的な規範性の実在を擁護する「局所主義的なアプローチ」の有効性が確認され、この点に関する研究を集中的に実施することになった。その結果、「他者を害する行為は悪い」などの個別の道徳的命題の真理性が関係する諸科学の知見（社会心理学、文化人類学など）によって擁護できることが示された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

倫理学と科学の関係は特に西洋における倫理学の歴史において常に哲学者が取り組んできた課題である。本研究は道徳的性質の有無は局所主義的に検討されるべきであるとの結論を提示するが、これは「倫理学上の探究は科学的知見に訴えて進めることができる」との自然主義的な考えに具体性を与えるものであり、今後の隣接分野の共同研究の理論的枠組みを提示する重要な学術的・社会的意義を持つ。たとえば、本研究の成果から、正義に関する倫理学上の研究と正義の実装が試みられる平和学における研究の共同などが構想される。

研究成果の概要（英文）：At the stage when this research was planned, the research was supposed to focus on the relation between practical normativity and epistemic normativity, the former may be expressed by a statement such as "John ought to keep his promise to Hannah" and the former by a statement "Hannah ought to believe what is true". However, through the international collaboration conducted by this research scheme, the idea that each normative claim may be defended in various different ways depending on its nature (the localist approach) was proposed and the research focus shifted toward the question if this localist approach is valid. Consequently, the research has shown, for instance, the moral claim that harmful actions are wrong is defended on the basis of the relevant empirical findings such as the ones from social psychology and anthropology, and in the same way different moral claims may be defended via different empirical findings.

研究分野：メタ倫理学

キーワード：メタ倫理学 自然主義 道徳的説明 局所主義 道徳判断 正義 徳 道徳的実在論

1. 研究開始当初の背景

本国際共同研究は、道徳の規範性の自然主義的説明という基課題（「道徳の規範性の説明を通じた自然主義的なメタ倫理説の擁護」【研究課題：19K12938】）の研究テーマを發展させ、実践的規範性と認知的規範性に一貫した自然主義的な説明を与えるという倫理学の枠にとどまらない哲学全般に課題に取り組むことを目的として企図された。

「虐待は悪である」などの道徳的言明は、観察・実験などの経験的方法によってその内実を明らかにすることができるものであるか、それとも、概念分析や理性的直観などの非経験的なア・プリオリな手法によって、その主張の是非を問うことができるようなものなのか。西洋倫理学の歴史において、カントは経験に訴える形で道徳の基礎づけを行うことを拒絶したが、一方で、J. S. ミルは経験的方法によって道徳的言明は正当化できると考えた。経験的な手法によって倫理学の基礎づけを行おうとする取り組みは「自然主義的道徳実在論」（以下「自然主義」と表記）と呼ばれる立場においてその理念が継承され、現在では倫理学の基礎研究分野であるメタ倫理学（*metaethics*）においてこの立場の是非について活況な議論が展開されている。

自然主義によると、道徳哲学は経験科学と同様に観察や実験を用いて漸進的に進歩させることができる学問領域であるとされる。専門家の間でも論争が絶えない道徳という分野において、着実な知識の獲得を標榜する自然主義は一見したところ魅力的である。しかしながら、この立場に対して近年二つの問題が指摘され、論争が続いている。一つ目は、道徳と経験科学の間には特に方法論上の重要な違いがあり、両者を同列に見なすことはできないとする考えである。この考えは自然主義に対抗する説としてしばしば「非自然主義（*non-naturalism*）」と呼ばれる。二つ目は、道徳に関する客観的な事実は存在せず、自然主義が目指す漸進的な進歩なるものは理論的に不可能であるとする考えである。道徳においては客観的な事実がないとする考えは非実在論（*irrealism*）と呼ばれる。

二つの反論に共通することは、自然主義では道徳が特有に持つ規範性を説明することができないという考えである。自然主義によって道徳の規範性を説明するとなった場合、道徳の規範性は欲求などの何らかの観察可能な現象によって説明されることになる。だが、たとえわれわれが人を騙すことによってもたらされる結果を欲していたとしても、それでも人を騙してはならないという規範は妥当性を持ち続けるように思える。つまり、道徳の規範性は欲求などの観察可能な現象によって説明できる以上の、何か特別なものであるように見えるということである。

このような反論を受けて、申請者は基課題において近年心の哲学で議論されることがある「痛み」や「空腹感」などの心的状態を「身体的命法（*bodily imperative*）」として理解しようとする提案に注目して、自然主義のための新しい議論の構築に取り組んできた。この提案によると、たとえば「空腹感」という心の状態は、この心の状態を持ったものに対して与えられる空腹を満たす行為を促す命法として理解される。このような理解は、空腹感が生物種としての人間の存続に重要な貢献を果たすとする生物学的知見とも一致すると考えられている。同様に、「虐待を避けたい」「虐待されたくない」というわれわれの欲求を一種の身体的命法として理解することで、「虐待は悪い」という道徳上の規範の本性に自然主義的な説明を与えることができるかもしれない。申請者はこのような考えに注目し、人間の心理という自然的なものに訴えつつ、そこには規範性につながる自然の必然性という一種の客観性があることを示すことで、自然主義でも客観的な道徳の規範性を十分に説明できることを示せるのではないかと考えた。

ただこのような議論に対して近年次のような疑義が向けられている。実践的な分野と並んで、「調査結果によると X 氏が犯人であるという確たる証拠はないから、X 氏が犯人であると考えてはならない」「たとえ信仰者に苦難が待ち受けていたとしても、私は神を信じなければならない」などの言明において表現される認知上の場面においても規範的な問題が問われる。さて、「親であるならば子育てに関係するある程度の知識を持たねばならない」という主張は、このような認知上の規範性を表現する一方で、倫理的な責務も表しているように見える。このことは、認知的規範性が倫理的な含意も持つことを示唆する。ただ、認知的規範性は実践的規範性とは別種のものであり、かつ、そのように両者を峻厳に分けようとする論者たちは、前者に非自然主義的な理解を与えようとする。そうすると、たとえ実践的規範性に自然主義的な説明を与えることができるとしても、倫理上の規範も表現する認知的規範性については完全な自然化ができないということになり、倫理に関する規範性の自然化というプロジェクトとしては不十分だということになる可能性が浮上してくる。このような問題意識に立った上で、本研究は実践的規範性と認知的規範性を統合する自然主義的な理論の構築を目指し、計画された。

2. 研究の目的

基課題の研究目的は、メタ倫理学上の自然主義の擁護を目指し、この立場に対して伝統的に向けられてきた非自然主義と非実在論からの反論に答え得る、身体性に着目した道徳の規範性に関する自然主義的な説明を提示することである。基課題は道徳の規範性を自然主義的に解明しようとする試みであるが、上述したように、このプロジェクトを成功裏に進めるためには、実践的規範性と認知的規範性に一貫した自然主義的な説明を与えること、具体的には、そのよう

なアプローチと合致する認識的規範性に関する実践説（⇒認識的規範性は実は実践的規範性の一種であり、前者は後者に還元できるとする考え）の擁護が必要であることが明らかになった。このような問題意識のもと、本国際共同研究は、実践説の擁護とそれに反対する非還元説と認識説に対する反論の構築をその研究目的とし、規範性を自然主義的に解明しようとするアプローチのための土台づくりを行うことを目指した。

3. 研究の方法

本国際共同研究のベースとなる基課題は次のような研究方法を想定していた。

- 手順①：従来提示されてきた自然主義的なアプローチの調査及び批判的検討
- 手順②：関係する諸科学の知見を活用した身体性に訴える自然主義的アプローチの構築
- 手順③：手順①と手順②によって得られた知見の総合及び予想される批判への応答

基課題は道徳の規範性を自然主義的に解明しようとする試みであるが、上述したように、このプロジェクトを成功裏に進めるためには、実践的規範性と認識的規範性に一貫した自然主義的説明を与えること、具体的には、そのようなアプローチと合致する認識的規範性に関する実践説の擁護が必要であることが明らかになった。

このような問題意識のもと、本国際共同研究は、共同研究者たちが在籍する英国・オックスフォード大学を研究拠点として、実践説の擁護とそれに反対する非還元説と認識説に対する反論の構築をその研究目的とし、規範性を自然主義的に解明しようとするアプローチのための土台づくりを行うことを目指した。この研究目的を達成するために、渡航前の研究計画も含めて、以下の研究手順が計画された。

【渡航前】（2020年4月から2021年8月まで）

- 手順①：実践説に関する近年の論争を網羅的に渉猟し、論点を整理する。
- 手順②：手順①で得られた知見を活用し、実践説擁護のための諸議論を構想する。

【渡航後】（2021年9月から2022年8月まで）

- 手順③：手順②で構想した諸議論を共同研究者と検討し、精緻化する。
- 手順④：精緻化した諸議論を関係する学会等で発表し、国際的な研究成果を得るための足掛かりとする。
- 手順⑤：国際的な評価を受けた研究成果を土台とし、英語の単著を出版するための原稿を完成させる。

4. 研究成果

手順①と手順②は概ね計画通り遂行することができた。一方で、以下で説明するように、手順③以降は当初計画していた研究内容を変更して実施された。

イギリス渡航直後に英国の共同研究者たちと研究上の打ち合わせを重ねる中で、当初計画していた認識的規範性の検討ではなく、基課題において課題となっていた実践的規範性の自然化のプログラムのさらなる精緻化という課題に注力すべきではないかという案が浮上した。それは、共同研究者たちとの討議を重ねる中で、メタ倫理学における自然主義擁護のための論証として典型的なものである因果的な道徳的説明に訴える戦略に再び注目し、この戦略を局所主義的に擁護するという考えが提示されたためである。

「社会において不正（injustice）な構造が存在した場合、それによって人々は不満を持ち、結果として社会は不安定になる」という説明を考えたい。この説明は「不正」という道徳上の価値に言及しているが、このような説明はしばしば「道徳的説明（moral explanations）」と呼ばれる。もしこの道徳的説明が言うように不正という道徳上の価値を持ち出さなければ社会の不安定さが説明し尽されないのであれば、この価値は人間社会を経験的に探究する上で必要不可欠な概念ということになる。これにより、ある社会が不正という道徳上の価値を有することが、他の経験科学が様々な理論上の性質を想定するのと同程度に、立証されることになる。

共同研究を通して、このような道徳的説明と一言で言っても実は様々な異なる特徴を持つものがあり、個々の道徳的説明が持つ特性を考慮した上で、その是非を評価すべきであるとの、「道徳的説明の局所主義」と呼ぶことができる研究プログラムが構想された。この提案によると、「社会の不安定さはその社会の不正によって説明できる」との道徳的説明は、比較政治学などの社会の変化を巡る探究との整合性に考慮した形で評価されるべきであり、一方で、「ある人の慈悲はその人の援助行為を説明する」という道徳的説明は、社会心理学などの人間の心理と行動の関係を巡る探究の知見を十分に参照して評価されるべきだということになる。さらに、

仮にこの二つの説明のうち的一方は擁護可能だが他方は擁護不可能となった場合、擁護可能な説明で想定されている価値の存在は認められるが、他方は認められないという、局所的な結論が導かれる。つまり、このプログラムを推し進めた場合、具体的に、どのタイプの価値が存在し、どのタイプの価値の存在は認められないのか、実質的な回答が得られる可能性があるということである。

このような道徳的説明の局所主義的な擁護の手法は世界的にも類をみない。そのため、共同研究者との協議においてこのような高い新規性を持つ本アプローチの可能性を検討して、早い段階で研究成果としてまとめた方がよいのではないかとの結論に至り、当初の研究計画（認識的規範性に注目する研究手法）を変更することとなった。

2021年秋から2022年夏にかけて行ったイギリスでの共同研究の期間中に上記の変更された研究計画に沿って研究の遂行、論文の執筆を行った。その結果、本研究が志向するプログラムの大枠を示した査読付きの論文が2022年9月に、本研究プログラムに沿って検討された道徳判断の道徳的説明に関する論文が2023年の12月に、それぞれ国際誌において出版された。

当初の計画では論文執筆を足掛かりとして最終年度においては英語の単著のための原稿を完成させる予定だった。しかしながら、帰国後の2022年秋に病を得て入退院・手術等があったため、当初の計画通りに研究を進めることはできなかった。しかしながら、本研究が示した局所主義的な道徳的説明擁護という戦略に沿ったさらなる研究の深化は最終年度まで継続することができ、国際的なワークショップ等での研究発表という形でまとめることができた。さらに、本研究の成果を足掛かりとして2024年度からは基盤研究(C)「局所主義的な道徳的説明の擁護を通じた自然主義的なメタ倫理説の擁護」との研究課題で新たな科研費の研究支援を受けており、本研究で構想されたプロジェクトのさらなる深化に取り組んでいる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Chonabayashi, Ryo	4. 巻 89
2. 論文標題 Moral explanation of moral judgements	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Theoria	6. 最初と最後の頁 891-909
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 蝶名林亮	4. 巻 3618
2. 論文標題 書評：野上志学『道徳的知識への懐疑』	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 図書新聞	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 蝶名林亮	4. 巻 38
2. 論文標題 書評：ジェニファー・マイケル・ヘクト『自殺の思想史』（訳：月沢季歌子）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 社会と倫理	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 蝶名林亮	4. 巻 34
2. 論文標題 啓蒙の循環？ 永守伸年『カント 未成熟な人間のための思想』へのコメント	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 創価大学人文論集	6. 最初と最後の頁 87-96
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Chonabayashi, Ryo	4. 巻 47
2. 論文標題 [Review] Mark Schroeder, Reasons First	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Tokyo Academic Review of Books	6. 最初と最後の頁 1-2
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Chonabayashi, Ryo	4. 巻 1(2)
2. 論文標題 A Localist Turn for Defending Moral Explanations	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Asian Journal of Philosophy	6. 最初と最後の頁 1-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計7件 (うち招待講演 5件 / うち国際学会 2件)

1. 発表者名 Chonabayashi, Ryo
2. 発表標題 The Localist Defense of Naturalistic Moral Realism: The Case of Virtue
3. 学会等名 Royal Institute of Philosophy Talks, Lampeter Branch University of Wales Trinity St David Lampeter Philosophy Colloquium (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Chonabayashi, Ryo
2. 発表標題 Can Moral Particularist Be Robust Realists?
3. 学会等名 National Chung Chen University Online Lecture Series: Jonathan Dancy's Moral Philosophy (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 蝶名林亮
2. 発表標題 親だけが子を愛する義務があるのか？
3. 学会等名 神奈川県社会福祉士会横浜支部南部連絡会倫理カフェ（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Chonabayashi, Ryo
2. 発表標題 Moral Explanation of Moral Judgements
3. 学会等名 Oxford Uehiro Centre for Practical Ethics: Work in Progress Seminar
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 蝶名林亮
2. 発表標題 道徳的感性とは？
3. 学会等名 公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 横浜支部：オンライン福祉倫理カフェ（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 蝶名林亮
2. 発表標題 Localism in Ethics?
3. 学会等名 Cardiff University Philosophy Research Seminar（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 蝶名林亮
2. 発表標題 Experiments in Moral Philosophy: A Critical Exploration of Our Everyday Ethical Views
3. 学会等名 St David's Catholic Sixth Form College, Open Honours Guest Lecture
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 加藤 泰史、松塚 ゆかり(担当:分担執筆, 範囲:第7章 人文学の社会的意義の説明 - メタ倫理学に社会的意義はあるか?)	4. 発行年 2023年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 364
3. 書名 人文学・社会科学の社会的インパクト	

〔産業財産権〕

〔その他〕

2021年9月2022年8月までUniversity of OxfordのFaculty of Philosophy内に設置されているOxford Uehiro Centre for Practical EthicsにAcademic Visitorとして在籍し、同センターに在籍するRoger Crisp氏、Guy Kahane氏、Nicholas Schackel氏らとの共同研究を実施した。
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
主たる渡航先の主たる海外共同研究者	クリスプ ロジャー (Crisp Roger)	オックスフォード大学・Faculty of Philosophy, Oxford Uehiro Centre for Practical Ethics・Professor	
主たる渡航先の主たる海外共同研究者	シャケル ニコラス (Shackel Nicholas)	カーディフ大学、オックスフォード大学・School of English, Communication and Philosophy, Oxford Uehiro Centre for Practical Ethics・Professor	
主たる渡航先の主たる海外共同研究者	カヘイン ガイ (Kahane Guy)	オックスフォード大学・Faculty of Philosophy, Oxford Uehiro Centre for Practical Ethics・Professor	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------

英国	University of Oxford	Faculty of Philosophy		
----	----------------------	-----------------------	--	--